

評議員報酬等規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人総評会館定款第18条に規定する報酬等の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程を適用する対象は、評議員とする。

第3条（報酬の額）

報酬の額は、一日につき10,000円（税別）とする。

第4条（諸会議等の出席費用）

諸会議等に出席するために特別の経費を必要とする場合には、旅費規程に定める基準に準じてその費用を支給することができるものとする。

第5条（報酬の辞退）

評議員は、報酬の全部又は一部につき辞退することができる。

第6条（変更手続き）

この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

第7条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、2017年7月24日から施行する。(2017年7月24日評議員会議決)